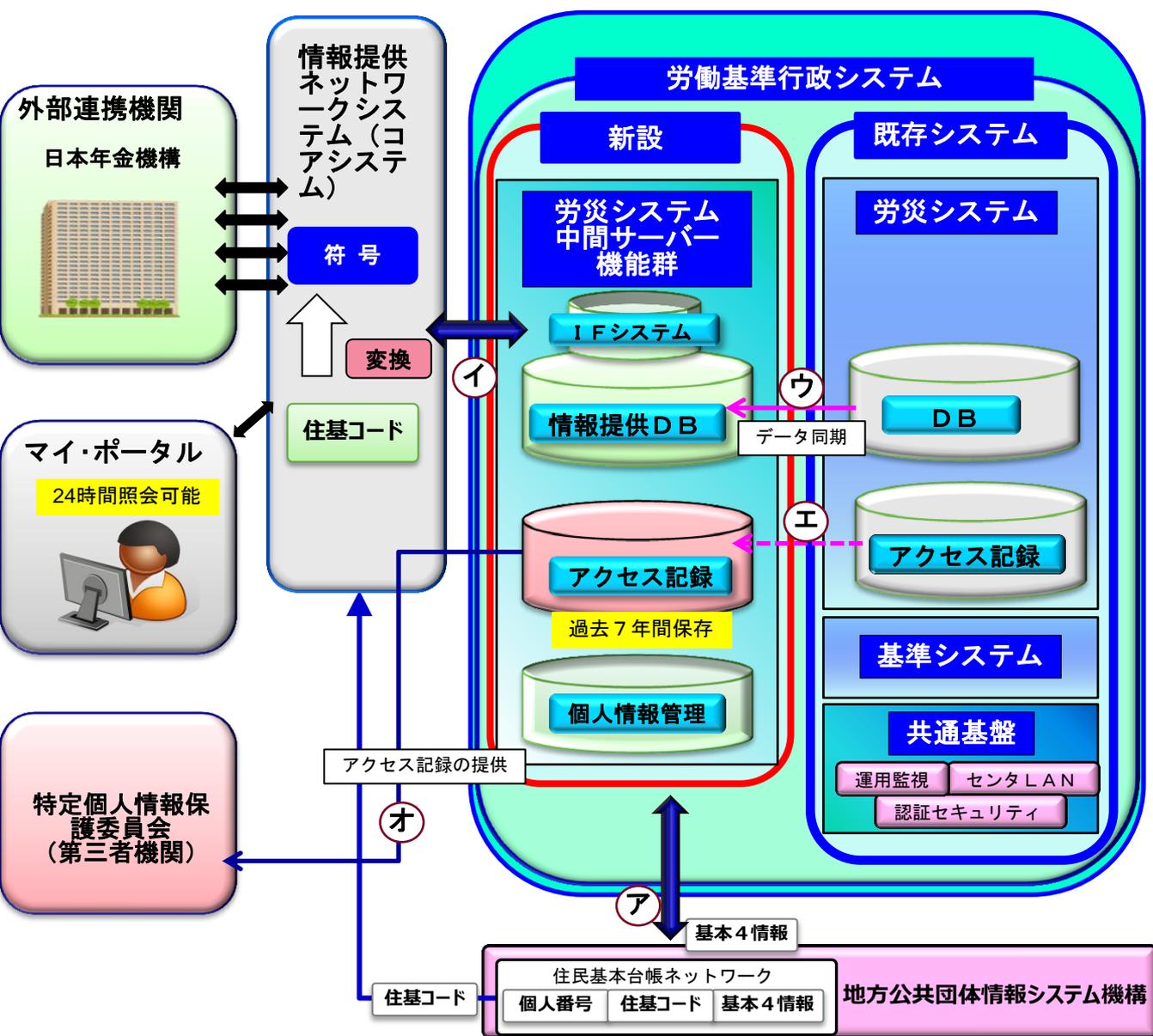
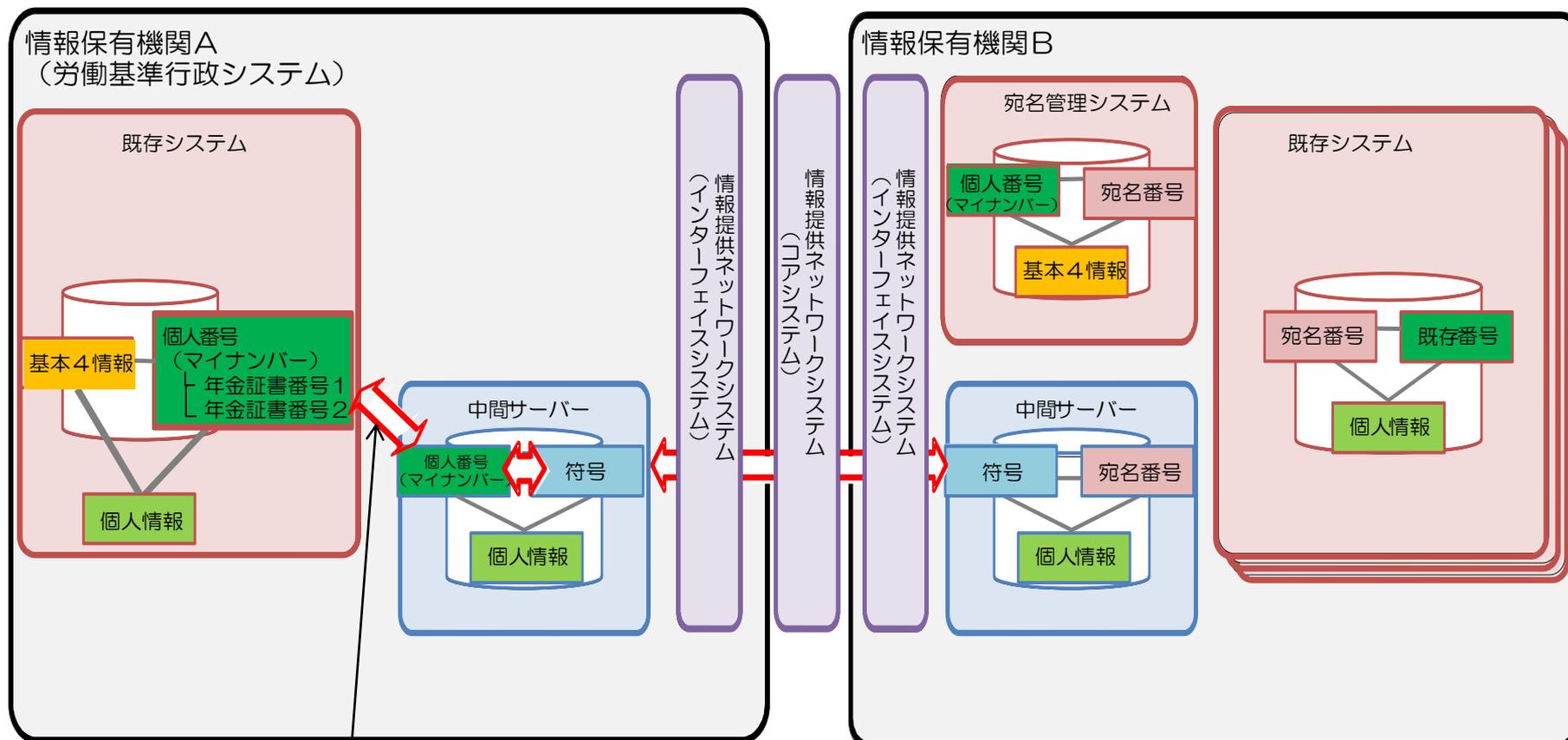


システム構成図 (労働基準行政システムの番号制度対応について)



- ア. 地方公共団体情報システム機構との連携**
 - ・地方公共団体情報システム機構へ個人番号および基本4情報を照会。
 - ・地方公共団体情報システム機構を通じ、情報提供ネットワークシステムへ符号の振出しを依頼。
- イ. 情報提供ネットワークシステムとの連携**
 - ・情報提供ネットワークシステムから符号を受信して、基本4情報とを紐付けて、情報提供データベース(DB)へ登録。
 - ・情報提供ネットワークシステムを通じて、外部連携機関およびマイ・ポータルと情報連携。
- ウ. 労災DBと中間サーバー情報提供DBの連携**
 - ・労災DBにおいて、外部提供用の特定個人情報を抽出し、中間サーバー情報提供DBへ連携。
- エ. アクセス記録の適正な管理**
 - ・職員のアクセス記録と外部機関への情報提供記録を管理。
- オ. 第三者機関への情報提供**
 - ・特定個人情報保護委員会の要求に応じて、必要なアクセス記録を提供する。

労働基準行政システムにおける情報連携のイメージ



労働基準行政システムにおいては、個人番号を宛名番号として直接活用する。